

勸告に当たって

(北九州市人事委員会委員長談話)

本日、北九州市人事委員会は、市議会及び市長に対し、北九州市職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。

公務員給与を社会一般の情勢に適応させるという地方公務員法の趣旨を踏まえ、従来から本委員会は、北九州市職員と市内民間従業員の給与水準の均衡を図るということを基本として、報告・勧告を行ってきました。

本年も、行政職職員とこれに相当する市内民間事業所の事務・技術関係職種の従業員の4月分給与を精確に比較したところ、職員の給与が民間従業員の給与を8,485円(2.02%)下回っていました。

本委員会は、この較差を是正するため、給料表の改定を行うよう勧告し、特別給(ボーナス)については、市内民間事業所における支給状況を受けて、国に準じて措置することが適当である旨言及しました。

これにより、5年連続の月例給及びボーナスの引上げとなり、公民較差は3年連続2%を超えるものとなります。

また、本年の人事院の公務員人事管理の報告では、激しい人材競争を踏まえ、優秀な人材が魅力を感じる人事制度を実現する必要があるとし、「実力本位で活躍できる公務」の実現に向け取組を進めるとしており、本市においても、国等の動向を注視しつつ、人事給与制度の在り方について調査・研究を進めるよう報告しています。

このほか、「多様で有為な人材の確保等」、「意欲と成長を促す人事評価制度」、「障害者雇用」、「北九州市職員の働き方」、「心の健康づくり」、「ハラスメントの防止」などについて、本委員会としての基本的な考え方を報告しております。

人事委員会の給与等に関する報告・勧告制度は、公務員の労働基本権制約の代償措置として、職員に適正な処遇を確保しようとするものです。関係各位におかれましては、勧告制度の意義と役割について、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、職員各位におかれては、複雑化・高度化する行政課題、自然災害、事件・事故などへの対応など、多くの職員が職務等に精励されていることに改めて敬意を表すとともに、市民の信頼と期待に応えられるよう、高い倫理観や遵法精神を持ち、全体の奉仕者であることを強く自覚して行動し、一層職務に精励されることを要望いたします。

令和8年9月17日

北九州市人事委員会

委員長 高橋直人